

学校選択制度における留意事項
(小学校・義務教育学校前期課程新１年生)

- 希望校に受入枠が生じない場合は受入れができません。
学校選択をしたからといって必ず希望校に入学できるとは限りませんの
でご注意願います。

- 入学通知書について
令和８年１月末に送付しますので、入学式当日に持参してください。

【本日当選された方】

希望校の入学通知書を送付します。

【本日補欠となった方】

補欠登録の最終繰上基準日である令和８年１月９日（金）までの状況を反映して最終繰上処理を行います。

その結果、**繰上当選された方には希望校の入学通知書**を送付します。

繰上当選されなかった方には補欠登録期間終了に伴う通知とともに、
指定校の入学通知書を送付します。

- 最終繰上結果は**令和８年１月１６日（金）頃**に江東区ホームページにて公表予定ですので、**必ずご確認ください。**
- 希望校に当選した場合は、指定校に戻ることはできません。
- 本日補欠となった方で、希望校に繰上当選する前に学校選択の辞退届を学務課学事係窓口で提出した場合（郵送不可）に限り、指定校への入学予定者として取扱います。
- **学校選択制度の公正な運用のため、必要に応じて住民登録地等への生活実態調査を行います。**
- 詳細につきましては送付しております「学校ガイド２０２５」でご確認ください。
その他ご不明点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

江東区教育委員会事務局

学務課 学事係

電話：３６４７－９１７４（直通）